

山陽小野田市農業委員会

第28回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和4年10月13日午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員		
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	12	村上 雅彦
	13	二井 一夫
	14	國吉 彰

4. 欠席委員

2	相本 まゆみ
3	中原 義治
4	藤井 豊
5	森田 祐三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第125号 農地法第3条 権利の移動

議案第126号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第127号 現況証明願い

報告第61号 水田埋立畑地造成事前申出について

報告第62号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第63号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第64号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第128号 農用地利用集積計画について

議案第129号 農地法第3条(施行規則第17条第2項該当)に規定する別段の面積の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第 28 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員は相本委員、中原委員、藤井委員、森田委員です。それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名委員は 6 番田中委員と 7 番緒方委員にお願いします。それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 125 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
局次長	<p>今月の農地法第 3 条の許可申請は 6 件です。</p> <p>議案第 125 号番号 84 について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>3 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は市役所から東へ約 1.7 k m に位置する第 3 種農地です。申請内容は 1 ページの番号 84 のとおりです。公図は 4 ページをご覧ください。</p> <p>本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>
議長 1 3 番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては、事務局から説明がありましたので省略します。10月5日に事務局二名と山本委員、私の 4 名で現地の確認を行いました。</p> <p>周辺の状況は、北側と西側が宅地、南側と東側が田となっています。</p> <p>申請地の状況は、保全管理中でした。</p> <p>譲渡人は高齢で維持管理が困難なことから譲渡するそうです。</p> <p>譲受人は 36a を耕作中で、経営規模を拡大する意向があり、譲り受け後は水稻耕作を行うとのことです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。</p> <p>無ければ私から質問させていただきますが、この方は市外からわざわざ作りに来るのですか。</p>
局次長	<p>現地調査時には譲渡人の息子さんが来られていましたが、近くの譲渡人が所有する家ごと取得するようで、そちらを使うとのことでした。</p>
議長	<p>わかりました。</p>

他に質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 125 号番号 84 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 85 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 125 号番号 85 について議案書をもとに説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南へ約 1.4 k m に位置する第 1 種農地です。
申請内容は 1 ページの番号 85 のとおりです。公図は 6 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

9 番

現地の報告をさせていただきます。

場所は下津地区になります。

周辺の状況は、西側が宅地で、残りは水稻耕作中でした。申請地の状況は水稻耕作の跡がある田でした。譲渡人は高齢で管理が困難なため、現在も申請地を耕作している譲受人へ贈与するそうです。譲受人は 56a を耕作中で、農業機械等も揃っていることから耕作可能であると思います。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 125 号番号 85 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 86 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 125 号番号 86 について議案書をもとに説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から南へ約 0.6 k m に位置する農用地区域内農地です。申請内容は 1 ページの番号 86 のとおりです。公図は 8 ページをご覧ください。

譲受人は神奈川県川崎市に在住ですが、年に数度は帰省して義兄と農業経営を行っており、この度、退職を機に山陽小野田市に移住し、本格的に農業を開始するとのことでした。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番 現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、西側が水路を挟んで道路、その他は田となっています。
申請地の状況は、水稻耕作中でした。
譲渡人は以前から譲受人に耕作を依頼しており、この度購入したいとの申し出があったため譲渡するそうです。譲受人は 27a を耕作中で、以前より申請地を耕作していたため何ら問題となることはないと思います。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
(挙手あり)
どうぞ

6 番 兄妹で耕作するとのことですが、兄名義で取得しないのはなぜですか。
事務局 8 ページの公図をご覧ください。申請地の右隣りの 2006-1 の名義が今回の申請者、譲受人の名義になっています。そのため、自分の所有地の隣に位置する隣接地を自分の名義で購入するとのこと。

6 番 3 反要件は満たすのですか。
事務局 義兄と一緒に営農し、現状 27a 程耕作を行っています。今回 5a 取得するため要件は満たしています。

6 番 遠隔地に居住していてもいいのですか。極端に言うと北海道に在住していても取得は出来るのですか。
事務局 遠隔地に居住していても、農地へ数回通作の事実があれば問題ありません。また、従事日数に関しても家族経営であれば合算できますので、合算した結果の日数が 150 日を超えていれば問題ありません。

6 番 わかりました。
議長 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 125 号番号 86 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局次長 次に、番号 87 及び番号 88 については関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。
議案第 125 号番号 87 及び 88 について議案書をもとに説明いたします。
9 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から南へ約 1.7 k m に位置する農用地区域内農地です。申請内容は 1 ページの番号 87 及び 2 ページの番号 88 のとおりです。公図は 10 ページ及び 12 ページをご覧ください。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たし

ていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9 番 迫山地区になります。

周辺の状況は、北側が宅地、東側は水路と道路を挟んで山があります。西側は高土手の道路で、南側に田があります。

申請地の状況は、水稻耕作中でした。譲渡人のうち一人は遠隔地へ居住、もう一人が高齢で維持管理が困難であり、荒廃地になってしまう前に譲受人へ贈与するそうです。譲受人は 1.5ha を耕作中で、農業機械も揃っていることから耕作可能だと判断できます。以上で報告を終わります。

議長 補足ですが、この申請地が今度圃場整備の対象地になります。集積後は法人が営農を行います。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 125 号番号 87 及び番号 88 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に、番号 89 については、報告第 62 号番号 13 と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 125 号番号 89 及び報告第 62 号番号 13 について議案書をもとに説明いたします。

13 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北へ約 2.4km に位置する第 2 種農地です。

申請内容は 2 ページの番号 89 のとおりです。

公図は 14 ページをご覧ください。

本件は、空き家バンクに登録された空き家の購入に伴い、別段面積の特例措置を受けた農地を取得するもので、農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

また、申請地には農業用倉庫が建設されていますので、譲渡人から農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出が提出されました。届出内容は、53 ページ番号 12 のとおりです。公図は 55 ページ、土地利用図は 56 ページをご覧ください。

なお、本件に関しては、今後は農地法を遵守する旨を記載した顛末書が提出されております。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9 番 現地の報告をさせていただきます。

千崎地区になります。

空き家バンクに登録された空き家に付随する農地となります。

周辺の状況は、南側が宅地、東側が道路、北側と西側が保全管理中の田となります。申請地の状況は保全管理中の畑で、ここに農機具を入れる倉庫を建てるとのことです。進入路は東側が道路に面しており、そちらから進入するとのことです。以上です。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 125 号番号 89 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。また、報告第 62 号番号 13 は、届出のとおり処理します。

次に議案第 126 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 8 件です。

議案第 126 号番号 140 について議案書をもとに説明いたします。

17 ページをご覧ください。申請地は、南支所から南東へ約 1.6 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、15 ページの番号 140 のとおりです。公図は 18 ページ、土地利用図は 19 ページ及び 20 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番

現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は、北側及び南側は道路を挟んで宅地、西側が道路で、東側は墓地となっています。

周辺に農地はなく、周囲への影響はないと思います。

申請地の状況は、草地でした。

雨水処理に関しては自然流下で、東側の既設水路に流します。

埋立等を行わず、草刈りを行った上で転用を行うようです。

申請地への進入路の位置は図面西側からで、図面上でフェンス入口と記載がある部分からの進入になるようです。

境界に関しては、畦畔で確認しています。

その他、特に問題となることはないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 126 号番号 140 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 141 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 126 号番号 141 について議案書をもとに説明いたします。
21 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から北東へ約 4.1 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、15 ページの番号 141 のとおりです。公図は 22 ページ、土地利用図は 23 ページをご覧ください。
本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
9 番 現地の報告をさせていただきます。
有帆の中里地区になります。
周辺の状況は、北側が宅地と保全管理中の畑で、西側と南側が保全管理中の畑、東側は道路になっていました。
申請地の状況は、保全管理中の田になっています。
雨水処理に関しては自然流下で、南側の排水路に流します。
申請地への進入路の位置は、図面の道路上側からです。
境界については、畦畔等で確認できています。以上です。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 126 号番号 141 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 142 及び番号 143 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 126 号番号 142 及び番号 143 について議案書をもとに一括して説明いたします。
24 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から西へ約 2.3 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、15 ページの番号 142 及び番号 143 のとおりです。公図は 25 ページ及び 28 ページ、土地利用図は 26 ページ及び 29 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えら

れます。

次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、番号 142 の西側は宅地で、その他は畑となっていました。番号 143 は南側が畑で、東側の一部が宅地で、残りは道路でした。

申請地の状況は、両方とも草地となっていました。

雨水処理に関しては自然流下で、既設排水路に排水します。

埋立は行わずに、草刈り後に転用を行うとのことです。

申請地への進入路の位置は、番号 142 が図面西側の 2063-2 から進入します。番号 143 は図面北側から進入します。

境界については既設構造物、畦畔等で確認できています。

以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 126 号番号 142 及び番号 143 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 144 及び番号 145 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 126 号番号 144 及び番号 145 について議案書をもとに一括して説明いたします。

30 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から北西へ約 1.6 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、16 ページの番号 144 及び番号 145 のとおりです。公図は 31 ページ及び 34 ページ、土地利用図は 32 ページ及び 35 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、番号 144 から北側が道路、南側が鉄道、西側は太陽光発電でした。番号 145 の周辺は東側に田、南側に道路、北側と西側が道路となっております。

申請地の状況は、共に保全管理中でした。

雨水処理に関しては、自然流下で番号 144 が南側、番号 145 が東側の既

設水路に排水します。

埋立等は特になく、草刈りを行った後防草シートを敷設します。

進入路の位置は、番号 144 が北側の道路から、番号 145 は南側道路からとなります。

境界については、既設構造物と畦畔等で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 126 号番号 144 及び番号 145 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 146 及び番号 147 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 126 号番号 146 及び番号 147 について議案書をもとに一括して説明いたします。

36 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から北へ約 1.3 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、16 ページの番号 146 及び番号 147 のとおりです。公図は 37 ページ及び 40 ページ、土地利用図は 38 ページ及び 41 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、番号 146 は北側が宅地、西側が畑、東側に道路、南側は道路を挟んで番号 147 の申請地となります。番号 147 の周辺の状況は、東側が道路、南側が宅地、北側は番号 146 の申請地とその隣に 1381-1 の田と書いてある場所が申請地よりだいぶ高い位置になりますが、果樹が植えてありました。

申請地の状況は草地でした。雨水処理に関しては、自然流下で既設水路に排水します。

埋立は行わず、草刈り後に防草シートを敷設するようです。

申請地への進入路の位置は、図面東側からとなります。

境界については、既設構造物、畦畔で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

議長 何か質問はありませんか。無ければ私からの質問ですが、4,600㎡もあり、かなり広大な土地ですが面積の制限はないのですか。

事務局 ありません。転用する際に申請地に対して無駄なく配置されていれば問題はありません。今回であれば周囲に住宅と竹藪があり、日陰地が出来てしまうことに加え、複数の土地にまたがりますので畦畔や法面があるため密集して配置できないためこのような形になっています。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第126号番号146及び番号147に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第127号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。

今月の「現況証明願い」は3件です。

局次長 議案第127号番号36について議案書をもとに説明いたします。

43ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約1.7km、第2種農地です。

申請内容は42ページ番号36のとおりです。公図は44ページをご覧ください。本件は、これまで隣接する法定外長狭物(赤字道)と合わせて、道路として使用されてきました。今後も農地としての利用が困難なため、この度、非農地証明に至ったものです。なお、農林水産省所有の国有農地の管理については、知事に権限が委譲されていますので、山口県知事からの願いとなりました。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9番 現地の報告をさせていただきます。

場所は石井手地区になります。

境界については境界杭で確認できています。

図面にあるように細長い農地です。現地の状況は以前は隣接する赤字道と一緒に道路として一体利用されていたようですが、今は草に覆われており、全く管理されていない状態でした。今後も農地として利用される見込みがなく、農地性はない事から非農地証明は妥当だと考えます。

議長 今後はだれが管理するのですか。

事務局 今までは隣接地の方が草刈りをしていたようです。また、国の方が今回の件の様に農地といえないような土地に関しては、農地から落として払い下げをする方向になっておりますので、その流れの一環として県から申請が出たと聞いています。

議長 わかりました。

他に質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 127 号番号 36 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 37 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 127 号番号 37 について議案書をもとに説明いたします。

45 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 0.5 k m、第 3 種農地です。

申請内容は 42 ページ番号 37 のとおりです。公図は 46 ページをご覧ください。本件は、平成 10 年頃から管理されずに放置され、現在は原野となっております。今後も農地としての利用が困難なため、この度、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、西側が県道の工事現場、南側は鉄道敷地、東側が駐車場、北側はこの申請地と同様に原野化していました。なお、北側の土地に関しては 15 年ほど前に転用しているものの、地目の変更をしておらず、農地として残っているようです。申請地の状況は、原野化しており、農地性はありません。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 127 号番号 37 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 38 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 127 号番号 38 について議案書をもとに説明いたします。

47 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から西へ約 0.6 k m、第 3 種農地です。

申請内容は 42 ページ番号 38 のとおりです。公図は 48 ページをご覧ください。本件は、昭和 40 年代後半に隣接地で公共施設の建設工事が行われた際に埋め立てられ、農地として使用されないまま現在に至っています。今後も農地としての利用が困難なため、この度、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

9 番

現地の報告をさせていただきます。

南側が道路で、西側が宅地、東側が勤労青少年会館となっています。そ

の他は水路に囲まれています。

申請地の状況は、きれいに管理された雑種地となっていました。

進入路の位置は、図面南側道路からとなります。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界については既設構造物で確認しています。現状で農地性は見られず、農地として利用される見込みもないことから、非農地証明は妥当だと思います。

議長 何か質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 127 号番号 38 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 61 号「水田埋め立て畑地造成事前申し出」について事務局の説明を求めます。

局次長 今月の水田埋め立て畑地造成事前申し出は 1 件です。

報告第 61 号番号 10 について議案書をもとに説明いたします。

50 ページをご覧ください。

申出地は、市役所から北へ約 0.9 km、農用地区域内農地です。

申出の内容は 49 ページ番号 10 のとおりです。公図は 51 ページ、土地利用図は 52 ページをご覧ください。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、南側が道路で、その他は田となっています。

申請地の状況は、保全管理中でした。

埋立に関しては道路から 50 cm 程埋立を行うようです。

境界に関しては境界杭と畦畔で確認しています。

また、最近この方は多くの農地を取得されて畑地造成を繰り返しているため、完成してから次の農地に行くように事務局から指導をしているとのこと。以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 61 号番号 10 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 63 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局次長 今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。

58 ページをご覧ください。

届出地は、埴生支所から南東へ約 2.0 km、農用地区域内農地です。

届出の内容は 57 ページ番号 23 のとおりです。公図は 59 ページ、土地利用図は 60 ページ及び 61 ページをご覧ください。基地局用地の 2.25 m²

は、恒久転用となります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 63 号番号 23 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 64 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局次長 62 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 39 から 42 までの 4 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 64 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 128 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局次長 64 ページをご覧ください。

議案第 128 号 農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 65 番から 67 番までの 3 件、7 筆、5,728 m²でございます。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 128 号は原案どおり決定することとします。

次に議案第 129 号「農地法第 3 条に規定する別段面積の指定申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局次長 65 ページをご覧ください。

議案第 129 号「農地法第 3 条(施行規則第 17 条第 2 項該当)に規定する別段の面積の指定申請について」議案書をもとに説明します。

66 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から西へ約 2.9 k m に位置する第 2 種農地です。

申請内容は、65 ページの番号 3 のとおりです。公図は 67 ページをご覧ください。

本件は、山陽小野田市大字山野井字南屋敷 1624 番 1 の空き家を空き家バンクに登録したことに伴う別段面積の特例措置を定めるものです。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 129 号は原案どおり承認することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局次長

次回の現地調査は、11月4日(金)9時から、森田委員、佐々木委員でお願いします。

第29回総会は、11月11日(金)13時30分からで、会場は保健センター
集団指導室です。

議長

以上をもちまして第28回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後2時40分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

____番委員

議事録署名委員

____番委員